

肥料価格高騰対策のごあんない

農業経営への影響を緩和して営農継続を支援します

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様**の肥料費を支援**します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和4年10月までに購入した肥料（本年の秋肥として使用する肥料）が対象です。
農業経営に使用する肥料が対象となり、家庭菜園等で利用する肥料は対象外となります。

支援の内容

国の肥料費上昇分から国と県の支援金の合計額を差し引いた金額を支援します。

$$\text{町補助金} = \left(\text{当年の肥料費} \times 0.1 - \left(\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} 1.4 \right) \right)$$

※国支援金+県補助金の額に応じて、町補助金の額を調整します

※当年の肥料費 = 対象期間中の肥料代

申請期限

令和5年3月15日（水曜日）

申請先

玄海町役場 農林水産課

Tel.0955-52-21